

建設工事の更新に係るQ&A

Q：更新期限日までに新しい総合評定値通知書が届きそうにないのですが。

→A：新しい総合評定値通知書がお手元に届いてから申請書類を提出して下さい。

※更新期限日で有効期限の切れる総合評定値通知書や総合評定値請求書の写しを添付した申請書類は受理できません。

Q：更新期限日の1ヶ月前に新しい総合評定値通知書が届きました。早めに申請書類を提出してもよいのでしょうか。

→A：書類が揃っていれば提出できます。

※更新期限日までに不備のない申請書類が受理できれば継続して入札等の参加は可能です。

Q：更新期限日を過ぎてしまいました。提出書類は【更新用】と【新規用】のどちらを揃えればよいですか。

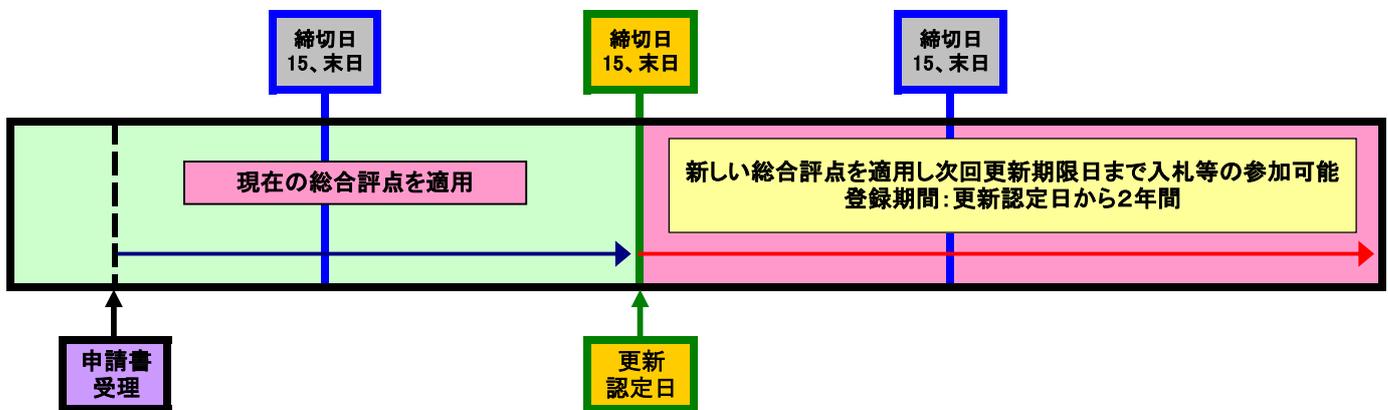
→A：登録期間内であれば【更新用】となります。

※登録期間を過ぎると登録名簿から抹消されますので、【新規用】での申請となります。

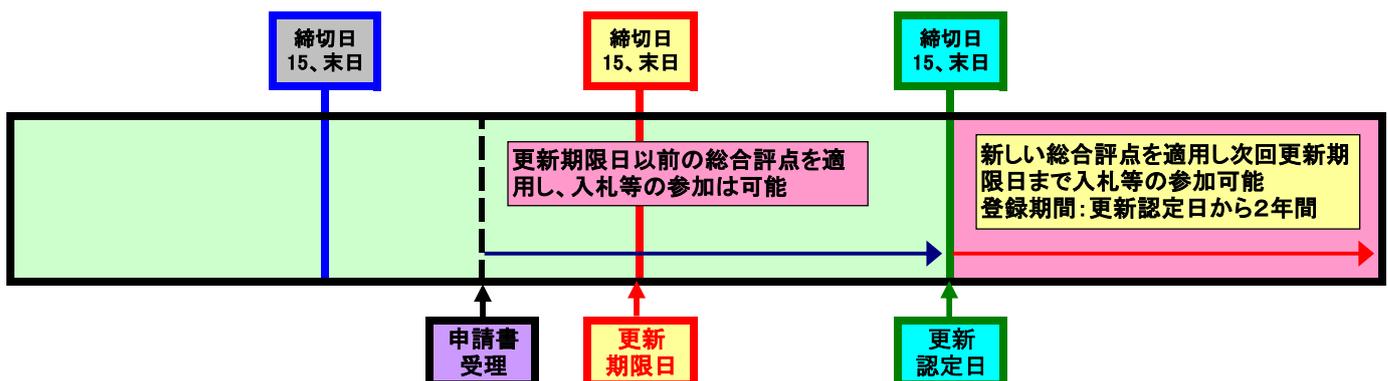
Q：更新の申請書を提出した場合、総合評点の変更時期、登録期間はどのように変わりますか。

→A：申請書を受理した時点で異なりますので、以下の例を参考にしてください。

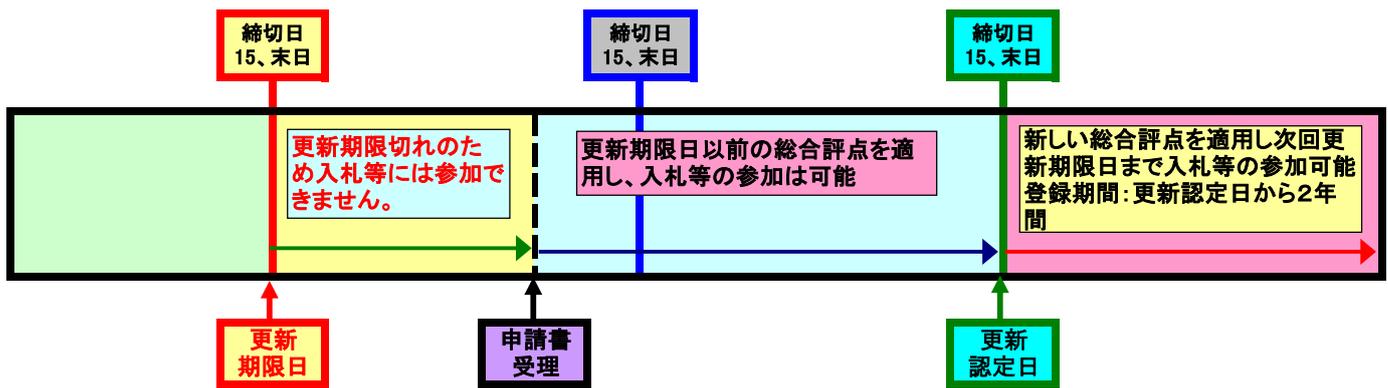
●通常の更新に係るスケジュール



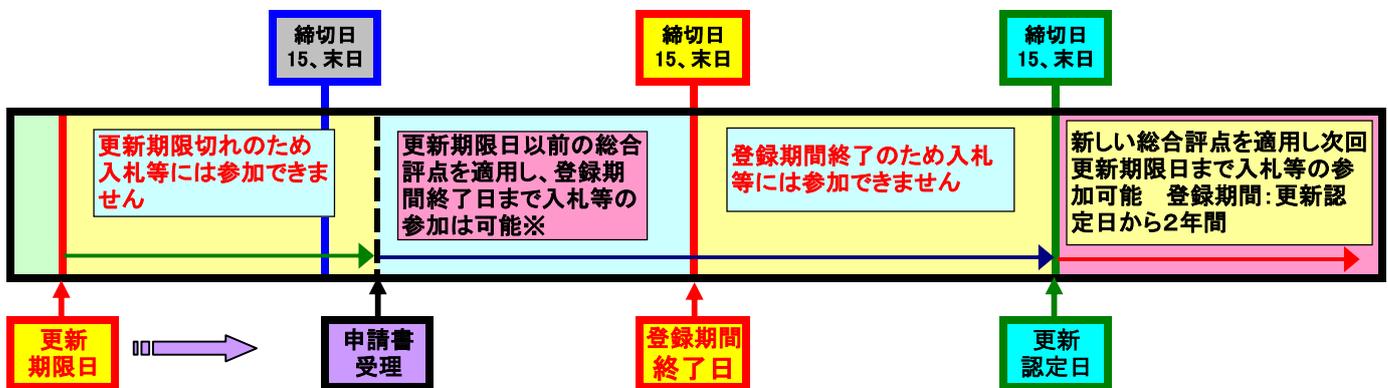
●更新期限日の直前の申請書締切日以降に受理した場合



●更新期限日を過ぎて、登録期間終了日までに申請書を受理した場合



●更新期限日を過ぎて、登録期間終了日の直前の申請書締切日以降に受理した場合



※但し、更新認定日までに一度登録期間が終了するため、入札等に参加できなくなる場合があります。